

# 公益財団法人アタラクシア定款

公益財団法人アタラクシア

# 目次

■第1章 総則	1
■第2章 資産及び会計	2
■第3章 評議員	3
■第4章 評議員会	5
■第5章 役員	7
■第6章 理事会	9
■第7章 事務局	11
■第8章 定款の変更、合併及び解散	11
■第9章 情報公開及び個人情報の保護	12
■第10章 補則	13
■附則	13
■別紙 評議員名簿	14

# 公益財団法人アタラクシア定款

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この法人は、公益財団法人アタラクシアという。

### 第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置き、従たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、その他の従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第3条(目的)

この法人は、低廉で良質な墓地及び墓地を中心とした関連施設を整備し、その永続的かつ安定的維持管理業務を通して墓地霊園コミュニティを形成し、コミュニティ活動を通してそれぞれの尊厳を尊重しながら、生きがいをもって暮らすために必要な支援活動を行うことにより、特定の宗旨宗派に捕われずとも、誰もが穏やかで平安な心(アタラクシア)をもって、終末を迎えられるような社会の構築に寄与することを目的とする。

### 第4条(公益目的事業)

この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①低廉で良質な墓地及び納骨堂、水子地蔵尊の供給事業
- ②墓地、納骨堂、水子地蔵尊などの維持管理事業
- ③墓地や埋葬に関する調査研究並びに相談及び情報提供事業
- ④霊園コミュニティを拠点とした生活支援事業
- ⑤祭事施設の貸与
- ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第5条(その他の事業)

この法人は、その公益事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- ①その他前条各号に定める事業に関連する事業
- 2 前条各号及び前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第6条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第7条(規律)

この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 資産及び会計

### 第8条(財産の種別)

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、第4条の公益目的事業を行うため、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - ①この法人が公益財団法人の設立登記を行ったときの財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - ②基本財産として寄附された財産
  - ③理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規定による。

### 第9条(基本財産の維持及び処分)

基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

### 第10条(財産の管理及び運用)

この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

### 第11条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 第12条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書(正味財産増減計算書)
- ⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

#### ⑥財産目録

- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
- 4 前項の計算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、又は従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - ①監査報告
  - ②理事及び監事並びに評議員の名簿
  - ③理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - ④運営組織及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第13条(公益目的取得財産残額の算定)

理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第14条(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の3分の2以上の議決を経、評議員会において総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

#### 第15条(会計原則等)

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### 第3章 評議員

#### 第16条(定数)

この法人に評議員4名以上10名以内を置く。

#### 第17条(選任及び解任)

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

①各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分1を超えないものであること。

- イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ. 当該評議員の使用人
- ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

②他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分1を超えないものであること。

- イ. 理事
- ロ. 使用人
- ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ・ 国の機関
  - ・ 地方公共団体
  - ・ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ・ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ・ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ・ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

## 第18条(権限)

評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

## 第19条(任期)

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

## 第20条(報酬等)

評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が100万円を越えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第4章 評議員会

### 第21条(構成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### 第22条(権限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任及び解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれら附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑧ その他法令及びこの定款で定められた事項

### 第23条(種類及び開催)

評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

### 第24条(招集)

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

### 第25条(招集の通知)

理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### 第26条(議長)

評議員会の議長は、評議員の互選により選出するものとする。

#### 第27条(定足数)

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### 第28条(決議)

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 評議員に対する報酬等の支給の基準
- ③ 定款の変更
- ④ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑤ その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第33条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 第29条(決議の省略)

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第30条(報告の省略)

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### 第31条(議事録)

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

### 第32条(評議員会運営規則)

評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第5章 役員

### 第33条(種類及び定数)

この法人に、次の役員を置く。

①理事5名以上10名以内

②監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、それぞれ1名ずつを副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、前項の理事長をもって代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

### 第34条(選任等)

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に移動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

### 第35条(理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しかつその業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 業務を執行する理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

### 第36条(監事の職務及び権限)

監事は、次に掲げる職務を行う。

①理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。

- ②この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- ③評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- ④理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- ⑤前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- ⑥理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- ⑦理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- ⑧その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

### 第37条(任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第33条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 第38条(解任)

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### 第39条(報酬等)

理事、監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

#### 第40条(取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ①自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- ②自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- ③この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第54条に定める理事会運営規則によるものとする。

#### 第41条(責任の免除又は限定)

この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### 第42条(名誉会長及び顧問)

この法人に名誉会長及び顧問10名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第43条(名誉会長及び顧問の職務)

名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

### 第6章 理事会

#### 第44条(構成)

理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### 第45条(権限)

理事会は、次の職務を行う。

- ①評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- ②規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- ③前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- ④理事の職務の執行の監督
- ⑤理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

#### 第46条(種類及び開催)

理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、事業年度毎に原則として、6月及び3月の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - ①理事長が必要と認めたとき。
  - ②理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - ③前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - ④第36条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### 第47条(招集)

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### 第48条(議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第49条(定足数)

理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### 第50条(決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第51条(決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 第52条(報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第35条第4項の規定による報告には適用しない。

#### 第53条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

#### 第54条(理事会運営規則)

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

### 第7章 事務局

#### 第55条(設置等)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

#### 第56条(備付け帳簿及び書類)

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

①定款

②理事、監事及び評議員の名簿

③認定、許可、認可等及び登記に関する書類

④理事会及び評議員会の議事に関する書類

⑤財産目録

⑥役員等の報酬規程

⑦事業計画書及び収支予算書等

⑧事業報告書及び計算書類等

⑨監査報告書

⑩その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第62条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

### 第8章 定款の変更、合併及び解散

#### 第57条(定款の変更)

この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の

議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第5条に規定するその他の事業、第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第60条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的そして第4条第1項に規定する公益目的事業及び第5条に規定するその他の事業並びに第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### 第58条(合併等)

この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

### 第59条(解散)

この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

### 第60条(公益目的取得財産残額の贈与)

この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

### 第61条(残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### 第62条(情報公開)

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### 第 6 3 条(個人情報保護)

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第 6 4 条(公告)

この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

- 2 この法人の貸借対照表の公告は、第 1 項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

## 第 1 0 章 補則

### 第 6 5 条(委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事:神谷一雄、守屋壽浩、渡辺勇二郎、神谷隆一、伊藤國彦、内田景俊  
監事:小野寺賢、松原弘幸
- 4 この法人の最初の代表理事は神谷一雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、別紙に掲げる者とする。
- 6 この定款は、平成 2 4 年 6 月 2 7 日から施行する。(同日評議員会決議)
- 7 この定款は、平成 2 5 年 6 月 2 0 日から施行する。(同日評議員会決議)
- 8 この定款は、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行する。(同日評議員会決議)

## 別紙

## 評議員名簿

氏名	職業等	当財団との関係
伊藤 忠男 (昭和 12 年生)	(履歴等) 元仙台市経済局長	関係なし
青木 泰治 (昭和 10 年生)	(履歴等) 元会社役員	関係なし
菊地 耕樹 (昭和 25 年生)	(履歴等) 元会社役員	みやぎ霊園の墓地永代使用家
小野 秀雄 (昭和 21 年生)	税理士 (履歴等) 元山梨県鯉沢税務署長	関係なし
諏訪 勝彦 (昭和 21 年生)	(履歴等) 会社役員	関係なし